

介護老人福祉施設運営規程

(特別養護老人ホーム グランモア和光苑)

社会福祉法人和光会

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和光会(以下「法人」という。)が開設運営する特別養護老人ホームグランモア和光苑(以下「施設」という。)が老人福祉法の理念に基づいて行なう指定介護老人福祉施設サービス(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や生活相談員又は介護職員の(以下「介護職員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、施設において適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設及び介護職員等は、法の基本理念及び規則に基づき、関係機関等の指導のもと、地域社会との連帯を保ち、要介護者等の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画(以下「ケアプラン」という。)に基づいて、可能な限りその有する能力に応じた自立を目標とする日常生活動作を営むことができ、また、施設において真摯に入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なうことを方針とする。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの線密な連帯を図り、総合的な施設サービスの提供に努めるものとする。
3. 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
4. 施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム グランモア和光苑
- (2) 所在地 千葉県市原市椎津5番地1号

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

1. 管理者	1名
2. 医師	1名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 介護支援専門員	1名以上
5. 介護職員等	21名以上
6. 看護職員	3名以上
7. 機能訓練指導員	1名以上
8. 栄養士又は管理栄養士	1名以上
9. 事務職員	(必要数)
10. 調理員	(必要数)

(職務内容)

第5条 職種ごとの職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者は、理事会の決定する方針に基づき、施設の管理運営業務全般を統轄する。管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、自らも介護老人福祉施設入所者の相談提供の業務に当たるものとする。管理者に事故あるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。
2. 医師は、入所者及び職員の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
3. 生活相談員は、介護老人福祉施設の利用申込みに係る調整、入所生活等に対する技術指導及び利用開始から退所までの施設サービスの継続性を踏まえた施設サービス計画(ケアプラン)の実施状況確認等を行なう。
4. 介護支援専門員は、施設サービスの提供に当たり、要介護認定等のその身

- 体状況に応じたケアプランの作成と、相談及び実施にかかる調整等を行なう。
また長期の利用者に対しては自立による退所までの施設サービスの継続性を踏まえたケアプランの見直し及び作成等を行なう。
5. 介護職員等は、施設サービスの提供に当たり、要介護者等のケアプランに添って、その能力に応じた日常生活の入浴、排泄、食事の介護、その他助言及び相談等の生活全般にわたる援助に従事する。
 6. 看護職員は、入所者及び職員に対する医師の診療の補助及び看護並びに入所者及び職員の保健衛生指導に従事する。
 7. 機能訓練指導員は、入所者の日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練及び指導に従事する。
 8. 栄養士又は管理栄養士は、入所者の日常生活を営むために必要な食事の献立作成、栄養計算及び入所者に対する栄養指導等に従事する。
 9. 事務職員は総務、庶務、会計事務及び事業所内整備、備品の管理、営繕、防災に関する業務に従事する。
 10. 調理員は、入所者及び職員に対する食事の調理業務に従事する。

第3章 入所定員

(入所定員)

第6条 施設の入所定員は、54名とする。

(定員の厳守)

第7条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第4章 サービスの内容及び利用料等

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行ない、同意を得るものとする。

(入所及び退所)

- 第9条 心身に著しい傷害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供するものとする。
2. 正当な理由もなくサービスの提供を拒否しないものとする。
 3. 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。
 4. 入所者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
 5. 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、担当職員の集まるカンファレンス会議において協議する。
 6. 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる生活環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行なうものとする。
 7. 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者に対して、要介護認定の申請が既に行なわれているか否かを確認するものとする。申請が行なわれていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行なえるように援助するものとする。

(施設サービス計画の作成)

- 第11条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者の能力、置かれている生活環境等の評

- 価値を共通する問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握するものとする。
3. 計画担当介護支援専門員は、入所者やその家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の担当介護職員等との協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載するものとする。
 4. 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得るものとする。
 5. 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況を把握するものとし、また必要に応じて、施設サービス計画の変更を行なうものとする。

(サービスの取り扱い方針)

- 第12条 入所者の心身の状況に応じて、適切な処遇を行なうものとする。
2. サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行なうものとする。
 3. 介護職員等は、サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明するものとする。
 4. 入所者本人又は他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 5. サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図るものとする。

(介護)

- 第13条 一週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭するものとする。
2. 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行なうものとする。
 3. おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換するものとする。
 4. 離床、着替え、整容等の介護を適切に行なうものとする。
 5. 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 6. 入所者の負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

- 第14条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行なうものとする。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行なうように務めるものとする。
2. 食事の時間は、概ね以下のとおりとする。
 - (1) 朝食 午前7時30分から
 - (2) 昼食 午後12時00分から
 - (3) おやつ 午後3時00分から
 - (4) 夕食 午後6時00分から

(日常生活相談及び援助)

- 第15条 入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行なうものとする。
2. 管理者又は介護職員等は、入所者と個別面接、相談の場をつくり、親愛の情をもって、入所者の生活相談を行なうように心掛け、日常の施設生活を有意義なものとするように努めるものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第16条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設けるものとする。
2. 入所者が、日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行なうことが困難である場合は、その同意を得て代行するものとする。
 3. 常に入所者の家族との連帯を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保するものとする。

(機能訓練)

第17条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行なうものとする。

(健康管理)

第18条 医師及び看護職員等は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとし、施設生活において年1回以上の健康診断を実施して、その結果を記録しておかなければならない。

2. 入所者が入所生活において負傷又は軽度の疾病にかかったときは、適切な措置を講じるものとする。
3. 医師が、入所者が入所生活において定期的に利用者の診療にあたるように、定期的に主治医等に報告をするものとする。
4. 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載するものとする。
5. 緊急の場合には、前項の規定にかかわらず、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(栄養管理)

第19条 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行なうものとする。

(口腔衛生の管理)

第20条 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行なうものとする。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第21条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、3ヶ月以内の退院が明確に見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにするものとする。

(利用料の受領)

第22条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。(別表1参照)

2. 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
3. 前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用(介護保険法の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同法に規定する食費の基準費用額(当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当施設に支払われた場合は、規定の食費の負担限度額)を限度とする。)
 - (2) 居住に要する費用(法の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同法に規定する居住費の基準費用額(当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同法に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)
4. 厚生労働大臣が定める「介護報酬額」は、事務所内の入口側右壁面に掲示するものとする。
 - (1) 施設における日常生活の入浴、排泄、食事の介護、生活全般にわたる施設入所生活援助
 - (2) 生活相談及び機能訓練
 - (3) その他のレクリエーション行事等、教養娯楽の提供
5. 食材料費、理美容代及びレクリエーション参加費等、その他入所生活において通常必要となるものについては、その実費を徴収する。
6. 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 法定代理受領に該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供書を入所者に交付するものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(秩序の励行)

第24条 入所者は、介護職員等の入所生活による施設介護を理解し、入所中において施設の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第25条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより事前に施設に連絡し、外出先や帰宅する予定時間等を施設長に届け出るものとする。

(健康保持)

第26条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行なう健康診断は、特別な理由がない限り受診するものとする。

(衛生保持)

第27条 入所者は、清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため入所生活中は、介護職員等に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第28条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、すみやかに管理者又は介護職員等に届け出なければならない。

(禁止行為)

第29条 入所者は、施設で下記の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第30条 管理者、生活相談員、介護支援専門員及び介護職員等は非常災害その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め入所者及びその家族と対策をたて、少なくとも年4回、事業所施設において入所者及び職員との防火防災非難訓練を行なうものとする。その内1回は、夜間想定避難訓練を行なうものとする。

2. 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第31条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供するものとする。

(入退所の記録の記載)

第32条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載するものとする。また、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載するものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

第33条 入所者が下記の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第34条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるように職員の業務体制を定める。

2. 施設の職員によってサービスを提供する。但し、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
3. 施設は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(衛生管理等)

第35条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行なうものとする。

2. 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第36条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)に届け出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

る。
※第36条第1項の措置は令和9年3月31日までに実施する。

(掲 示)

- 第37条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に関する重要事項を掲示するものとする。
2. 施設内の見やすい場所は、施設内の入口側左壁面に掲示するものとする。
 3. 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載するものとする。

(個人情報保護)

- 第38条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2. 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密の保持等)

- 第39条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。
2. 従業者であった者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させ、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 3. 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第40条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。
2. 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものとする。

(苦情対応)

- 第41条 入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じるものとする。
2. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員から指導又は助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行なうものとする。
 3. 提供するサービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行なうものとする。

(地域との連携等)

- 第42条 施設の運営に当たって、地域住民又は住民活動との連携、協力を行なうなどの地域との交流に努めるものとする。
2. 施設はその運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第43条 介護職員等は、施設サービスを利用中に、入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、ご家族への連絡及び管理者に報告しなければならない。
2. 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対

応方法の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第44条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 3. 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 4. サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なうものとする。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではないものとする。

(虐待防止に関する事項)

第45条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第46条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。また、身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第47条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)
第48条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。
※第48条の措置は令和9年3月31日までに実施する。

(その他運営に関する留意事項)
第49条 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
2. 施設は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

第8章 雑 則

(会計の区分)
第50条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分するものとする。

(記録と整理)
第51条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(改正及び廃止)
第52条 この規程を変更改正、廃止する場合には、社会福祉法人和光会理事会の議決を経て行なうものとする。

(細 則)
第53条 この規則の定めるもののほか、実施の細部についての必要な事項は、理事長と施設の管理者との協議に基づいて別に定めるものとする。

附 則
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
附 則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。
附 則
この規程は、平成19年12月1日から施行する。
附 則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
附 則
この規程は、令和6年4月1日から施行する。